

The Fight for Digital Sovereignty: What It Is, and Why It Matters, Especially for the EU

デジタル主権のための戦い：デジタル主権とは何か、 そして特に EU にとってなぜそれが重要なのか

出典・凡例

本稿は、Floridi, L. The Fight for Digital Sovereignty: What It Is, and Why It Matters, Especially for the EU. *Philos. Technol.* **33**, 369–378 (2020). <https://doi.org/10.1007/s13347-020-00423-6> の要約である。

原語を付す際に () を用いた。また、要約の便宜のために見出しを付けた。脚注はすべて要約者による注である。

論旨

今日、デジタル部門では多国籍企業により、個人データが流通・利用・搾取されている。デジタルなものを民主的に制御する為には、従来の領域支配を前提としたアナログ主権に加えて、デジタル主権が必要であり、これは欧州においては各加盟国ではなく、EU が担うべきである。その上で、本稿では EU によるデジタル主権の形態はどのようなものが考えられるかを考察する。

本稿の大まかな構成

- ① 導入→国家と企業の戦いに代表されるデジタルなものを巡る戦い
- ② デジタル主権→デジタル主権、アナログ主権
- ③ 誰がデジタル主権を行使すべきなのか→EU というコンテキストに照らして
- ④ 超国家主権はどのように機能するか→トポロジー・ネットワークを参考にして
- ⑤ 最後に→叙任権闘争を参考にして

① 導入 (原文 pp.369-372)

- デジタル主権の為の戦い、概観 (原文 pp.369-370)
 - マイクポンペイオ国務長官が TikTok の米国事業を禁止の意向を発表。
 - インドも中国との国境紛争を背景に WeChat を含む他の数十個の中国製アプリと共に TikTok を禁止。
←これらは、アプリを通じた、中国によるスパイ活動、更には個人データ収集を恐れたためである。
 - マイクロソフトは TikTok 米国事業の買収に乗り出している。
 - 欧州と米国間での戦い
→欧州連合 (EU) 司法裁判所は、米国が個人データの監視と安全性について十分な保証を提供していないとの結論を下したため、欧州の利用者のデータを商業目的で米国のプロセッサに転送することを規制する協定である EU-米国データ保護シールド (EU-US Data Protection Shield) を無効とした。
 - 中国と欧米との戦い
→ ファーウェイは 5G ネットワークとシステムの生産における中国の大手企業である。EU が安全保障上の理由から、米国、英国に続いて同社の技術の使用を禁止する場合、中国はノキアとエリクソンという欧州企業 2 社に報復する可能性があると言及した。
- 「デジタルなものの支配 (control of the digital)」、その定義 (原文 pp.370-371)
 - 上記の事例はすべてデジタル革命の生活における日常の数週間の出来事にすぎない。これらに共通するのは、デジタル主権のための戦いであるということである。つまり、データ、ソフトウェア、スタンダードとプロトコル、プロセス、ハードウェア、サービス、インフラといったデジタルなもの (the digital) の支配 (control) を求めている、ということである。
 - 「支配」とは、何かに影響を与える能力 (発生、創造、破壊など) とそのダイナミクス (行動、発展、運用、相互作用など) を意味し、そのような影響からの逸脱をチェックし、修正する能力を含むということである。
 - そして、支配の究極の形は個人の主権 (individual sovereignty) であり、特に自分自身の身体、選択、データに対する自己所有権と理解されるので、これは非常に重要である。

● 国家と企業の戦い（原文 p.371）

- デジタル主権を巡る戦いの中で特に目に付くのが国家と企業の戦いであり、この戦いは非対称的である。
- 一方では、企業はデジタルなものを設計し、生産し、販売し、維持する。デジタルなものに対するこのようなポイエティック (poietic) な（つまり創造的な）権力は、国家がデジタルなものに関するほとんどすべてのことを企業に依存していることを意味し、例えば、ある文脈では、企業が、サイバー攻撃を受けたときの防御の第一線となっている。
- 他方で、国家はデジタルなものを規制する権限を持っており、これは強力なサイバネティックな（ギリシャ語で操作の意）支配の一形態であり、何が合法か否か、インセンティブとディスインセンティブ、課税の種類とレベル、公共調達のための政策、そしてコンプライアンスの様式とコストを決定することによって行使される。
- 規制によってイノベーションが阻害され、産業部門全体が破壊されかねないというお決まりの物語 (usual narrative) も、サイバネティックな国家の力を認めたものである。これは、国家は常に遅れてやってくるので迅速に活動する企業活動が生み出すデジタルなものを規制することは不可能であるというもうひとつの物語に対する重要な対抗理論 (counterbalance) である。
- これらを踏まえた上で、本当のポイントは、企業と国家の間では、前者は変化の性質と速度を決定することができるが、後者は変化の方向を制御することができるということ。

● 非対称な弁証法（原文 pp.371-372）

- 国家は政治的な目的のために国内企業を利用し、他の国家と戦うこともある。
- 企業は、国家やその法律を騙したり、迂回したりしようとすることもあるが、そこに反対する外国の国家から企業を守るために、「自国の」国家に頼ることもある。
- そして時には企業は、ツイッターとトランプの衝突がそうであるように、自分たちの「地元の (home)」国家と戦うこともある。更に、マイクロソフトとグーグルのように企業同士で争うことすらある。

② デジタル主権（原文 p.372）

● アナログ主権とデジタル主権（原文 p.372）

- 主権とは？→正当な支配力の一形態のことを指す。

- アナログ主権
 - 近代の形成に貢献してきた従来の主権は、国家がその領域、領域内の資源、人々に対して国家主権（national sovereignty）として及ぼすというものである。

- デジタル時代
 - 今の時代はテクノロジーによって特徴づけられる、いわばデジタル時代（digital age）である。

 - 無限のデジタル資源は大部分が私的で、市場の力に従うものであり、私たちのプロフィールは、国家だけでなく、多国籍企業によって作成され、所有され、搾取されており、グローバル化されている。

- デジタル主権
 - 現代的なアナログ主権は、まさに国家と同じように、今でも必要ではあるのだが、デジタルという観点では、ますます不十分になっている。
 - 適切な規制を通じた効果的で民主的な支配を提供するために現代的なデジタル主権が必要である。

③ 誰がデジタル主権を行使すべきなのか（原文 pp.372-376）

● 事実上のデジタル企業主権（de facto digital corporate sovereignty）（原文 p.372）

- 21世紀の最初の20年間で事実上、出現した考え。企業の自主規制で十分であり、立法規制は避けるべきで、自由放任しても市場が自ずと調整してくれるとする。

● 実態（原文 pp.372-373）

- デジタル企業主権支配的地位または事実上の独占の上に成り立つ。そして、デジタルなものに対して独占的であり、勝者総取りがまかり通る。ここでは説明責任は果たされない。

- 有権者かつ消費者（voter-consumer）としての個人から、デジタル企業のフォロワーかつユーザー（follower-user）としての個人への移行の上に築かれている。競争もなく、人々に選択肢はない。

- そしてこの移行についての注意点としては、一部の論者が論じるように、民主主義は資本主義と表裏一体ではなく、資本主義が民主主義をもたらす訳でもないということである。

- 現状の前提（原文 p.374）

- 経済的な充足が約束される場合、民主主義の必要性はますます感じられなくなり、わざわざ国家やデジタル企業に楯突こうとする人は滅多にいない。いたとしても学生や活動家といった一部の人々である。このようにして有権者かつ消費者としてのフォロワーかつユーザーとしての個人への移行が生じた。

- 国家レベルでの取り組み（原文 pp.374-375）

- このようにアナログな現実がますますデジタルな現実によって支配されつつある時代においては、より良い民主主義、公共の説明責任、また、地球規模の問題に取り組み、社会をより公平なものにし、少なくとも持続可能な発展のための協調のためには、アナログの現実とデジタルの現実の両者への社会政治的主権が不可欠である。
- 欧州では、デジタル主権を行使すべきは誰か、つまり加盟国か欧州連合か、ということになる。

- 国家的なデジタル主権（原文 p.374-375）

- デジタル国家主義（digital statism）は、ある種の独裁を支持することにつながるというリスクをもつ時代錯誤の考え方である。

- 超国家的なデジタル主権（原文 p.375）

- デジタル・データ主権は、一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）を通じて、EU レベルでより実現可能で効果的である。
- 他の 2 つの重要なデジタル分野を挙げれば、AI 主権と 5G 主権についても同じ方向に進むのが妥当かもしれない。
- なぜなら、多国籍企業によるデジタルなものの支配に対する最善の答えは、超国家的な、つまり EU レベルでのデジタル主権の確立だからである。
- 超国家的なデジタル主権は、すべてのアクターや利害関係者に調和（標準や要件など）や公平な競争の場を提供し、調整の機会を高めるためのものでもある。

- 国民主権（原文 pp.375-376）

主権は（まだ正当化されていない）他の形態の権力を正統化する（権力を受け入れられた権威（recognised authority）に変換する）支配力（controlling power）

であるが、正統化されるためにそれ以前の支配力を必要としない場合、国家主権 (national sovereignty) は通常、国民主権 (popular sovereignty) に基づいている。

- 無限後退¹は、個人が熟議、交渉、投票を通じて自己主権 (自分自身に対する主権) を集積する (pooling) ことで回避され、これによって国民主権が生まれ、国民主権が国家主権を正当化し、個人の自己主権の法的行使を統制することになる。

④ 超国家主権はどのように機能するか (原文 pp.376-378)

● 主権 (原文 p.376)

- 主権とは、誰かに与えられたときにはもはや自分のものではない、その誰かから奪い返すことでしか再取得できない対抗的な資源のようなものではなく、むしろ、行使によって失われることがないがゆえに人々が参加する、関係 (コントロール) のようなものである。

● トポロジー (原文 p.376)

- 主権の正当化は、その構造化に最も適していると思われるネットワーク・トポロジーの観点からモデル化できる。

<三つのネットワーク・トポロジー> (原文 pp.376-377)

● フルメッシュ・ネットワーク・トポロジー (原文 p.376)

- 各ノードは国民主権と国家主権を享受し、ノードはすべて何らかの共通の諸目的のために互いに結ばれている。
- 各ノードはそれ自身の国民主権によって正統化され、各ノードはいつでもネットワークから離れることができ (離脱)、ネットワーク自体は、正当化されたノードを超えた独自の正当性を欠いている。
- このようなより分散された正統性こそが、例えば欧州の国家連合 (ノードの集合) の支持者の一部が念頭に置いているものである。それは、通貨、貿易、防衛などの基本的な問題を扱うことができる、政府間主義 (intergovernmentalism) の強力なバージョンになり得る。
- 政治的なデザインという点では、このネットワークは革新を必要としない。単にウェストファリア的国家 [主権国家のこと——要約者注] 間の強いネットワークである。

¹ 物事の説明または正当化を行う際、終点が来ずに同一の形の説明または正当化を行う際、終点が来ずに同一の形の説明や正当化が連鎖して無限に続くこと。

- 近代的な概念として、このネットワークは、共通の諸目標を追求し、共通の諸目的をさらに推し進めることを望む主権国家間の共通の行動という点で十分に確立されている。それは国民主権や国家主権の変更を必要としないので、有権者の間で民衆化されるためのストーリーテリングも必要としない。

- スター・ネットワーク・トポロジー (原文 p.376)

- (スポークとハブの関係が好例)

- 国民主権が中心に置かれ、他の周辺ノードのすべてを直接正当化する。
- このネットワークはそれ自体が超国家的な主権を持っている。このようなより中央集権的な正統性 (centralised legitimacy) こそ、例えば欧州連合の支持者たちの一部が念頭に置いているようなものである。
- 政治的なデザインという点ではシンプルで古典的であり、ウェストファリア体制下の主権国家を連邦化して更新したもので理解しやすいかもしれないが、国家主義的な価値や政策に愛着をもつ有権者には支持を得られないかもしれない。

- ハイブリッド・ネットワーク・トポロジー (原文 p.376-377)

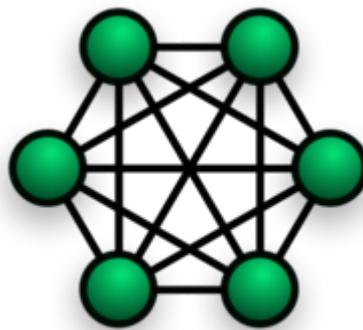
- 他のノード、例えば、国家主権を正当化するノードたる国民主権が存在し、更に国家主権というノードが他のノード、例えば超国家主権を正当化し、相互に正当化する関係にある可能性がある。
- 可変的な幾何学的形状は、政治的デザインの面では直感的ではなく、より革新的である。
- それはより複雑であり、適切に実施することは困難であり、大部分が前例のないものであるため、説明し、普及させるためには、より多くのより良いストーリーテリングが必要である。
- しかし、概念化することは難しくない。なぜならば、今日、国家は、いくつかの分野で超国家的な主権を生み出すために国家の主権を集積 (pool) し移譲する、個別のマルチエージェント・システムとして、実りある形で理解することができるからである (ユーロ圏が好例)。
- 国家主権 (現在では、国家のマルチエージェント・システムの自己主権の集積 (pooling) として理解されている) が超国家主権を正当化するように、(個人の自己主権の集積として理解されている) 国民主権が国家主権を正当化すると主張もありうる。このようにして、EU の「複合主権」(combined sovereignty) が理解

され、促進される可能性がある。

- さまざまな種類のアナログ主権のためにさまざまな解決策をもつ現在の EU が、アナログ主権とデジタル主権の双方からなる集権化された一つの形式のために、プラン A としてデジタル主権を用いるかもしれないが、しかし、これは実現の可能性が低い。当面の間、アナログとデジタルの両方の主権の可変的な形状を選択し続ける EU とは相容れないということである。
- しかし、ありうる未来ではある。こうしたネットワークは将来的に、歴史に他の例を見ない区別された統一体 (differentiated integration) を形成する可能性がある。

● 各ネットワーク・トポロジーの見本

フルメッシュ



[この写真](#) の作成者 不明な作成者は [CC BY-SA](#) のライセンスを許諾されています

スター

図 1

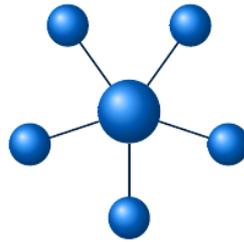


Figure 2: Star Network Topology

[この写真](#) の作成者 不明な作成者 は [CC BY-SA](#) のライセンスを許諾されています

図 2

ハイブリッド

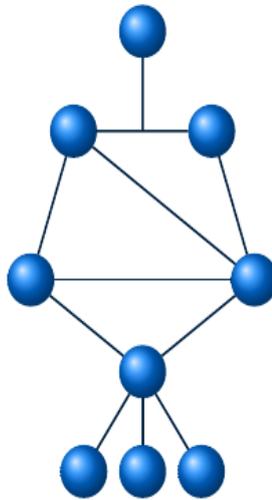


Figure 6: Hybrid Network Topology

[この写真](#) の作成者 不明な作成者 は [CC BY-SA](#) のライセンスを許諾されています

図 3

⑤ 最後に（原文 p.377）

● 最後に（原文 p.377）

- デジタル主権のための戦いは、中世のヨーロッパにおける教会/教皇と国家/皇帝との間で、叙任権（司教を任命する権利）をめぐって争われた、世俗的・宗教的な権力をめぐる対立（叙任権闘争）に似た要素を持つ。
- それは、この対立が、主権という概念の発展において重要な段階であったということである。
- 今日では、世俗的な権力や宗教的な権力ではなく、デジタルなものをめぐる企業や政治的な権力が争われているが、この衝突のルーツは歴史的な比較をしてみた時、非常に古い。
- しかし、最も重要なことは、デジタル主権をめぐる戦いに勝利する者が誰であろうと、デジタルデバイドの両側にいるすべての人々の生活を決定するということ、この中世の議論は私たちに思い出させてくれることである。